

予算特別委員会会議録 (5)			
日 時	平成 9 年 1 2 月 1 7 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、渡部 (智) 副委員長、中村・大竹・松本・斉藤・秋山・渡部 (輝) ・武井・横尾・西脇・琴坂 各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野助役、小原助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、保健所長、保健所参事、土木部参事、監査委員事務局長、ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に中村・武井両委員を指名。付託案件を一括議題とする。これより景気浮揚対策に関する質疑に入る。

斉藤委員

丸井今井問題に関連して

昨今の経済状況に加えて、今朝は丸井今井の社長解任劇が報道された。こうした流れにどこで終止符が打たれるのか全く見通しが付かない。判断の非常に難しい局面だろうと思う。従来のように限定した問題なら連絡調整も対応も絞られてくるが、この経済の混乱は今始まったばかりで、今後ますます拡大するという心配がある。“一寸先は闇”の状況のなかで、市民が市長に期待していることとは、国・道の態勢を見極めて動く事ではなく、小樽の現状を見据えて、実効性の高いカンフル剤的な施策を講じることにある。横並びの施策展開では小樽経済を救うことはできないと思うが、どうか。

市長

大変厳しい環境下であり、今後どうなっていくのか心配されるが、市の行政が前面に出てやるべき領分のものもあり、国・道がそれぞれの立場で努力すべきものもある。我々の当面の課題はやはり、まちの中小企業の経営安定であり、そのために全力投球していく必要があると考えている。

斉藤委員

行員受け入れの記事を見たとき、私見とはズレがあるが対応の速さではさすがと感じる面があった。この経済状況では次々に問題が発生して、情報収集に追われて対策が後手に回るという心配がある。

拓銀破綻は、市経済にとってボディーブローのようなもので、じわじわとその体力を奪う。しかし、丸井問題はカウンターパンチに近く、かなり具体的な影響が予想される。現在どのようなことを危惧しているか。

経済部長

丸井としては役員交代により現状を打破しようとしており、軽々に話ができないが、まずこの情報を知った消費者がどんな動きをみせるか、次に仕入先がどう考えるか、又、社員の士気への影響が業務にどんなマイナスをもたらすかが心配される。さらに場合によっては不採算部門の切り捨て・リストラへと進むのではないかと思う。

斉藤委員

不採算部門の切り捨て・リストラが一番先ではないのか。認識の順位が違う。拓銀合併が取り沙汰された当時、既に取引先のランク付けを済ませた中で、丸井は厳しいということが経済界では知り得た事項であった。

市はまずどこが切り捨てられるかと予想すべきではないのか。厳しい経営を強いられている店舗が市内にあれば、真っ先にリストラの対象となり雇用不安を招くことは火を見るより明らかである。小樽にとって具体的にダメージが心配される場所はどこか。

平野助役

突然の解任劇であった。負債の全貌もまだ明らかではなく、市内の関連会社がどうなるか今の段階では申し上げられない。

斉藤委員

丸井の資本が市の公共施設に組み込まれているものもあるのではないか。

平野助役

関連会社としては、小樽グランドホテル・小樽開発・小樽観光振興公社・丸井ディオス(パテルブルグ美術館経営主体)がある。また、マリヌウェーブ・交通記念館には資本参加している。

斉藤委員

業界に情報収集してみると、2月頃に何らかの動きがあるとは予想していたが、まさか12月に、しかも社長交代とは、と一様に驚きを隠せないでいる。民間は自己防衛のためにそこまで情報収集している。理事者もそうした意識を持って緊急経済対策にあたって欲しい。

リストラ対策について

丸井問題に限らず、リストラ対策はぜひともやってほしい。例えば、5年間建設会社に社員として勤務した人がリストラ退職し、支給された退職金は20万円、しかしこの金額が適当なのかわからない、どこに尋ねたら良いかわからない。こうした場合に備え、市としての窓口を開設すべきではないのか。

(経済)長瀬主幹

市として具体的には窓口を開設していないが、労働問題の窓口としては、道が所管する小樽商工労働事務所に中小企業労働相談所があり、その場で相談員が対応している。我々も直接相談を受けた中では回答できるものは回答しているが、専門的知識を要するものについては職安や労働基準監督署、労働事務所に相談している。市の窓口開設については今後道内の開設事例もみて検討していきたい。

斉藤委員

一般市民にとって労働事務所はなじみが薄い。やはり「市役所」を頼りとしている。現実にはあまり変わらないかもしれないが、精神的には救済になるのではないか。

市長

現状で窓口を開くことがリストラ奨励にならないか、それは如何なものかとも思う。いずれにしても予断を許さぬ状況であり、関係機関との連絡調整を緊密にしていきたい。

斉藤委員

企業の側からすると生き残るためにリストラをするのであり、監督署が調査に入るとそれもままならない。市は他にどんな手立てをもって不安を払拭しようと考えているのか。

経済部長

現状に対する企業の考え方と従業員との軋轢が生じたときに、どの窓口に行けばよいかという周知・広報のあり方がまず考えられる。今後の動きも判断材料に考えていきたい。

斉藤委員

緊急対策なのだから、もっとストレートに考えを示すべきである。

公共事業の早期支払いについて

市が発注し12月中に完工する公共工事の支払いを26日迄に済ませるべく、現在、担当課でも努力していると聞かすが、何か事故が発生したときに、市が詐害行為の片棒を担ぐことになる恐れがある、という点は昨日の委員会で指摘した。当面、景気の見通しがつくまでの間、早期支払いをルール化してはどうか。いつ頃にめどをつけたいと考えているか。

財政部長

当面、工事については40日以内に支払うという方針で作業を進めているが、内容によって濃淡があり事務手続にも時間差が生じてくる。詐害行為の問題については、業者だけでなく他の市民にも広く周知するにはどうしたらよいか、今後こうした状況が続くようであれば、年明け以降、関係課とも協議のうえ研究したい。

斉藤委員

支払いを早めるのが先決との判断だけでも市民にとっては有り難いことである。但、それで緊急対策は終わったというのではなく、継続しながら出来るだけルール化に向けた整理をして欲しい。

他行債務決済について

ある会社は十数年間、この時期に年越資金を借り入れているが、特に収益性が悪化したわけでもなく保証人も従

来通りにもかかわらず、今年は銀行の窓口で融資を断られる。また、ある会社は手形の支払いのため年末に数千万円が足りない、しかし大騒ぎできない辛さがある。巷ではこれが実態なのである。

他行債務決済について、市の施策として可能かどうか税理士にアドバイスを求めるよう先日の委員会で依頼したが、その結果どうであったか。

中小企業センター所長

税理士会の方に他行債務の借り替えについてご意見を伺ったところ、月々の返済に窮し高利の資金に走らざるを得ないようなケースにとっては、確かに救済にはなるだろうが、企業の経営安定を図る観点では、借り替えによりトータルの金利負担が軽減しなければ、単なる負担の先送りになるので、ケースバイケースで見極めていく必要があるのではないかということである。

税理士会としても、仮にそうした制度資金があれば利用することも考えられるが、積極的に創設を望むという段階には至っていないのではないか、という見解であった。

斉藤委員

何回尋ねたか。その後確認しているか。

中小企業センター所長

代表質問後ただちに、12月10日・12日・15日と確認している。

斉藤委員

その間、辻褄の合わないことになっているので、経済部の了承も得て直接税理士の方と話をした。そうしたら説明が違っているようだ。高利負担のボーダーぎりぎりのところについては、資産内容が良くなるわけではないから先送りになるということは、そのとおりである。もう一つは、つけている担保が根抵当だとその限度額までまだ余力があるわけだから拓銀に順位譲渡をしてもらいたい、しかしそのやり繰りができないところは借り替えて一切を決済したほうがいいに決まっている、等々具体的に説明したら、積極的に必要なしとしたその税理士は「それなら経済部の立場が悪くならないか。それなら必要だ。あれば良い。」という。こういう誤解があっては議論が堂々巡りになってしまう。調査する際はきちんと意思疎通せよ。経済部のいうことは世間ずれしている。正確に伝えて正確に回答を得て欲しいが、どうか。

経済部長

緊急的なこととして対応すべきだというご提言、又一時的な直貸し等制度として考えるべきではないかというご提案については、いろいろな場面・切り口のなかで、それぞれの立場があり、困難であるという趣旨で答弁させていただいた。但、相手に趣旨をきちんと伝えてその内容を報告せよ、という件については、そのとおりだと思う。

特に今回のケースについては、それぞれの会社が自らどうしていくか真剣に考えているわけで、高金利から低金利への借り替えなども当然ながら検討していると思う。根抵当の問題や融資額の問題についてもケースによって異なるだろう。返済についても、実績・経験・能力・経緯から大丈夫なら話に乗ってもらえるだろうと思う。拓銀の窓口で断られたというケースについては、私どもの相談窓口にもぜひ話してもらい、橋渡しもしていきたい。

斉藤委員

話に中身がない。融資は個々のケースだと言っている。それならば、市長が商工会議所と銀行回りするのは無意味だということか。拓銀に対して仲介するというが、本当にできる自信があるのか。だから小樽市として一定程度の政策的なものを作らなければならないと3年前から言っている。なのに保証協会と打合せをしたのが12月に入ってからというのはおかしな話だ。それだから窓口を開設しても相談など無いわけだ。個々のケースというけれど、何かあったらやってやるという態度だ。

私が提案している他行債務決済のしくみを説明してみよ。

経済部長

例えば、300万円・300万円・300万円と債務があって融資返済に伴って、この厳しい時期でもあり、残金を一括返済しそれを新たに期間を延ばした形で借り替えて三本を一本にすることで、3分の1程度の支払いになる。その意味では非常に助かるというような趣旨で認識している。

斉藤委員

保証協会と市と銀行の関係も説明してみよ。原部とはやり取りしてきている。何故3分の1になるのか。条件設定もおかしい。わかるように説明せよ。

経済部長

保証協会としては、相談のあった件に関してその内容を判断し、銀行とは約定を交わし保証契約を結んでいる。基本的には両者の関係は、保証協会の保証を得た上で融資を実行するというものである。また、旧債振替の制限、つまり、既存の債権には充てないと定めている。これらは、市も含めた三者の約束の中でそうになっている。

斉藤委員

そのようなことは当たり前のことだ。今問題になっているのは、他行債務を決済するときには保証協会ではできないというただし書きに抵触する。必要なときにこれを融資できるかどうかという点だ。

保証協会と金融機関、金融機関と小樽市で、私の考え方では債権関係はどう変わるのか説明してみよ。

経済部長

小樽市が金融機関に預託して、それに基づいて融資実行されるわけだが、そこで信用保証協会の保証付きとなると、協会による信用審査を経て手数料等を徴収した上で、実行される。従ってそこではまず基本的には、申込者が債務者、金融機関が債権者となる。もしこの返済等に事故があれば保証協会の保証があれば借り主の財産で保証しきれない部分は協会が負担することになる。

斉藤委員

要するに分らないということだ。こんな対応ではいくら金融対策とか何とかいわれてもこちらがやられていない。

市長

答弁が的確でない部分もあるが、融資はやはりケースバイケースである。だから話にならないというのではなく、普通の場合と異なるのだからそれぞれのケースについて普段と違う対応をしてほしい、そういった意味でのケースバイケースだということを言っているわけである。その点をご理解いただきたい。又、窓口で断られたという場合があれば、私どものほうに回していただければ我々としてもそのケースについて最善を尽くして円滑に融資がなされるようにしていきたいと思っている。他行債務の問題については、議論が分かれているが、こと現実の融資についてはそれぞれのケースについて最善を尽くしていくという立場である。

大竹委員

ゼロ国債・ゼロ市債について

これらは本来、積雪寒冷地における理想的な工事時期を考慮して発注し、それを前倒していくものである。今回発注が予定されている事業については継続事業ばかりと思うがどうか。

財政課長

一部、下水道等の布設箇所付けの点で全てが分かっているわけではないが、事業としては原則的に全て継続事業である。

大竹委員

ゼロ国・ゼロ市債による経済効果はどのようなものがあると考えているのか。

財政課長

前倒し発注のメリットは、特に積雪地の場合、工事の発注時期の端境期を平準化するという点にあり、その意味での経済効率があがるものと考えている。

大竹委員

業界の方からも、ゼロ国を利用した発注の要望があると思うが、それをどのように捉えているか。

契約管財課長

小樽建設事業協会から 1 2 月上旬に要望がきている。金融破綻・著しい不況の中、市内業者は非常に苦しく、政府の公共工事予算削減の動きもあることから、1 日も早い工事発注の実現を求める内容である。

大竹委員

今年度施工されたゼロ国の件数はどうだったのか。又、今春発注されたが現場の都合等でなかなか着工できなかったということも聞いている。そうすると、人夫の手配等の用意が無駄になるというリスクを負うことにもなる。本来の目的からするとそうしたことの無いよう願うわけだが、次のゼロ国に向けてはどう取り組むのか。

契約管財課長

8 年度末のゼロ国の件数は 4 本あり、9 年 3 月末日に着工し工事は全て終了し支払済である。ご指摘の件については 3 月 2 8 日から工事に着手し、本体工事は若干遅れたが全体的には工期の中できちんに行われた。今年度については、工程表に基づいて順調に工事をすすめるよう指導していきたい。

大竹委員

発注した時期は知っている。実際に仕事を始めた状況がどうであったかが問題である。本来のゼロ国の意義がどうなるのか、ということが問われてくる。だから今年はそのようなことのないよう関連のものも含めて総体的に考えて早く着手出来るような状況をつくってほしい。やっているからよいということではないと思うがどうか。把握していることと実際が異なっているのではないか。

(土木)建設課長

計画・着工に合わせ業者サイドの調査等があり、時期的にずれ込むということがある。当然工期の中で完了するわけだが、早期着工というゼロ国の趣旨にそぐわない部分もあったのではないかとということなので、今年度についてはそういうことのないよう、十分調査しながら発注していきたい。

大竹委員

今般の景気浮揚の問題だけではなく、市財政の硬直化の改善のためにも地元受注の機会を増やしていくことが、地元雇用の安定ひいては税収増に繋がる。今回追加提案されたゼロ国・ゼロ市債についても大手ゼネコンではなく、地元業者が受注できる体制をつくっているものと思う。春先から仕事をすることは業者にとってリスクを軽減し非常にプラスであるので、もっとこうした形で工事を発注すべきで、ゼロ国は大いに歓迎すべきものと思うが、どうか。

財政部長

従来から、ゼロ市債は現体制の中でもできるだけ導入するという観点であり、国の緊急経済対策が出る前から臨時市道整備の関係では努めてきた。今後もメリットを十分理解しながら事務手続きに当たりたい。又、発注については地元を指名していきたいと考えている。

大竹委員

何故急に追加提案されたのか調べてみると、1 1 月 1 8 日に政府が緊急に 1 兆円補正を決めた。1 1 月 2 0 日には財務局長名で景気浮揚策をとるようということもあり、同月 2 7 日には金額的なものが提示され、その後道における箇所付けを経て、取り組みが固まったと聞く。この日程をみていくと、当初提案にはどう考えても盛り込むことはできないと分かった。9 年 1 定の際の先議に関する反省から、今回このようにして審議しながらやっていこうとなったと思うが、どうか。

財政部長

こうした経済情勢のなかで出来るだけ早く発注行為を行いたい。そのためには事前にある程度の時間が必要である。さらには、ゼロ市債と異なりゼロ国は補助事業であるので我々だけで判断するわけにはいかない。連絡調整の中で1定で提案してはタイムスケジュール上厳しいことになるので、今回提案した。こういう状況であるのでご理解いただきたい。

大竹委員

これからの景気対策について

公共投資の減少・先送りは今後も続くと予想される。市財政も逼迫しており、ハード面の整備は難しく、これからはソフト面での景気浮揚対策を図っていくことが行政に求められていると思う。ハードは民間主体で整備し、行政はソフト面でバックアップする、或いは市が借り上げたり、経費を負担するような民間活用の方向の施策が必要になるのではないかと。

財政部長

今回はゼロ国・ゼロ市債でハードの部分しか提案されていないが、融資の関係では、現在の枠内で対応できると判断し追加補正はしていないため、ソフト面は表に出ていない。

今後の施策のあり方については、原点に立ち返って事務事業の見直しや、21世紀プランの展開にあたり創意工夫を凝らして、官の果たすべき役割を十分協議しながら、市民サービスの向上に取り組んでいきたい。

大竹委員

今までに無い状況にあり、ハードは民・ソフトは官という形は、今後行政が取り組まねばならないことと思うが、どうか。

市長

官民一体となることも必要と思う。築港ヤード再開発についても、基盤整備は行政が行い上物は民間が建設していくというような民活も活用して対応する必要があると思う。又福祉施設等でも、各社会福祉法人で建てていくなかで必要な助成をしている。今後もさらにそういった面に力を入れていきたい。

大竹委員

日銀の小樽支店問題について

私は毎月第3木曜日の朝8時から日銀支店長主催の朝食会に出席し、いろいろ情報を得ているが、この問題については、本店で機構改革が検討され、3つの支店が統合されるように聞いている。もし日銀全体の機構改革が行われたとすると、小樽支店の存続についても論議されてくるものだろうと思っている。特に、札幌支店・小樽支店は隣同士である。

しかし、札幌支店というのは札幌を中心にして全道を見渡すというのが一つの業務内容であるし、小樽支店は小樽市・後志圏を見ながら業務を行っていると思う。その意味では、小樽支店は、小樽・後志の経済・金融に対する地域ニーズにどうきめ細かに対応していくか、どういう考え方をもちながらそれを誘導していくか、という大事な役割を持っていると思う。

今回の金融不安に対しては、支店機能を十分発揮しながら割に早い段階で対応策を出してその不安をできるだけ少なくするために、かなり努力されたのではないかと。小樽を含めた後志圏にとっては心強いものであった。小樽支店が廃止されるようなことがあっては本市にとって大きな痛手となる。小樽・後志圏の地域のリスク管理をする上で、どうしても必要な機関である。小樽としてもこのようなことで小樽支店がなくなることがないよう何らかの手立てをしていく必要があると思われるがそれについて何か取り組む考えはあるか。

平野助役

日銀小樽支店の役割について、委員の言われるとおりである。過日、国会で日銀法の改正があり、機構の見直し

をはじめ、支店・事務所の統廃合等が出されたが、具体的な支店・出張所の関係のものは出ていない。

但、このような形が出たので、11月20日付けで市長並びに会頭も中央に要請している。

大竹委員

我々も何らかの形で運動を盛り上げていきたいと思う。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時45分

琴坂委員

日銀のリストラ問題について

11月の商工会議所の月例会議において、市長と会頭が国に要請を行い、その後商工会議所として決議をあげる必要があるかもしれず、その場合には、会議に諮りたいということが提起されたと聞く。昨日、会議が開かれたと思うが、この決議の問題は具体化されてきたのか。

商工課長

この件に関する常議員会について、10月の常議員会にも若干その話題が出ている。なお、11月26日の常議員会の中でも会頭のコメントとして、日銀の支店の統廃合には反対で、場合によっては議員総会での決議も考えているので、特段の理解と協力を願いたい旨の話があったということである。又、昨日常議員会が開かれているが、この件については話が出なかったということである。

琴坂委員

要請に行ったというのは儀礼的な挨拶ではなく、差し迫った問題ということか。

市長

時期や統廃合を行うかどうかはわからないが、日銀法改正にあたり国会決議で附帯決議として出されている。日銀自体の判断もあるし、国会の動き等もあるのではないと思う。その中では支店・出張所も含めて機構や組織のリストラを行うということなので、私どもも日銀当局はもとより、国会議員の先生方にも一度だけではなく、出張の時に会頭と一緒に、あるいは単独で会っている。

今のところ、具体的な動きはないと言ってよいと思う。しかし、このままで終わるのかどうかということとは分からないので、私どもとしては小樽におけるあるいは北海道における日銀小樽支店の存在意義や必要性を強調しながら理解を願い、存続について協力をして欲しいという趣旨で行ってきている。

会頭としても、常議員会の決議にまで持っていくのがよいのかどうかについての判断ができかねているところがあるのではないと思う。しかし決議の如何を問わず、機会あるごとにいろいろな人に来て理解を求めていく努力はしていこうと思っている。

琴坂委員

提起はしたけれども、それを現実のものにするかどうかのタイミングがあるので、昨日では実行されなかったのだと思う。会頭も市長も要請に行った。我が市議会は今議会が終わると3月まで定例会がない。一説にはほとんど決まっていると噂されている。市議会としてこの問題について全く行動を起こさずに年が明けて具体化されても、次の議会は3月である。市民の代表である議会意思を決定するのに、出遅れることがあっても先走ってもまずいと思う。それにはタイミングというものがある。その意味で、今日質問することについても一応の情報収集をしながらそのタイミングを考えていた。

私自身、又、党として考えた場合に、例えば高校の間口削減ということについても、議会としての立場を表明してきている訳であり、この問題は意見書をあげるべき時期にきているのではないかと、それにしても接触している市長の判断が非常に重要なのではないかと、そういう立場で伺っている。議会側の立場を理解のうえ、又実効ある運動になるようにその点の考え方を伺いたい。

市長

既に3月に決まっているのではないかという話もあるが、私どもは今のところそのようには理解していない。そのように言う人もいないし、国会のいろいろな先生方もどちらかというと「小樽は大丈夫だ」という感じである。但、外交辞令かも知れないが、私どもも歩いている過程の中で情勢分析をしながらやっているところがある。日銀当局として閉鎖した方がよいと思っているとは聞いていない。やはり附帯決議の関係があるので、それがどのようになってしまうかということの方に重点を置いた意見がある。

私どもは要望書を持って行っているが、決議については議会が判断することなので、私からどうこうということは申し上げられない。現時点では、先程申し上げたようなことで引き続き機会あるごとに努力していこうという気持ちである。

琴坂委員

これは、また議会サイドでどうするか検討されることであるが、一番情報が早いのは市長だと思うので、議会側の行動を起こすタイミングについても、ぜひ念頭においてもらいたい。

前倒し発注について

我が党は、継続事業だから無条件に認めても良いという立場には立たない。それは予算総計主義の建前からも如何なものかと質問してきている。又、北海道における土木工事の平準化についても、コスト・品質両面から見て限界があると思う。従って、早期発注については、ともすれば大手企業だけが潤うに止まりがちのところ、ある意味で末端から暖めていく施策を先行させていくべきと主張している。

前倒しが景気浮揚策になるというのは単純過ぎるのではないか。

財政課長

ゼロ国・ゼロ市債の扱いについては、春先の端境期を無くするという面で前倒し発注の経済効果があるのではないかと思う。但、ご指摘のように全て大企業が受け皿となってしまう問題があると思うので、発注に際しては地元優先を心掛けていきたい。

琴坂委員

端境期を無くするには、ゼロ国前倒し以外にも方法はあつた。今回の問題についても、景気浮揚に必要なならば、臨時会を開けばよく、12月に無理やり追加提案して議論する必要はないと言ってきた。

今回前倒しされたものの入札はいつか。

財政部長

議決後、速やかに設計作業に入り、それが終わり次第入札に進みたい。その中で仮に1億5,000万円以上の発注があれば、1定の議決案件ともなるうが、できるだけ早く作業したい。

琴坂委員

いかにも景気浮揚のためになると提案され、そのために議会運営も1日延長されるという事態になっている。しかし、今議会で議決したとしてもいつ入札するかすらははっきりしない。そのうえ1億5,000万円以上の案件になったら、また3月議会で契約案件を先議して欲しいということになるのか。

財政部長

追加提案した部分については、工事規模によってそれぞれ一定程度の時間を要する。従って、現段階ではこれから鋭意努力して作業するというので、ご理解願いたい。

琴坂委員

具体的な答弁がほしい。追加提案して議決が欲しいというからには、既に段取りが出来ていて年内にでも契約して、実際の仕事は春になるが公共工事の受注をしたということをして資金繰りに使う会社があるのか、とも考えた。これで本当の景気浮揚対策になるのかということを知りたいが、どうか。

(築港)高橋主幹

築港再開発室の関連のゼロ国については、3月中旬を入札のめどとして、内容をまとめている。3月中に契約すると、今年度中に人員確保や資材の手配に早急に取り組めることから、端境期の空白を埋める手立てが可能となると考える。

下水道事業所長

3月上旬をめどに考えている。

(土木)建設課長

建設課が抱えているゼロ国部分についても、同様の時期に発注可能と考えている。効果についても同じようなことが考えられる。

琴坂委員

今議会で議決することによる効果はない。予算総計主義を問題にするのは、財政部自身が新年度予算編成にあたっては白紙から積み上げるのだと言っているからだ。その過程でピックアップされてきたものを前倒しするというのであれば、納得できるので臨時会でやるべきである。しかし、12月議会で継続事業だからという理由で前倒しを認めてしまうのは、どう考えても予算全体のバランスを見誤る。議会運営に協力しているので敢えて継続を主張はしないが、景気対策に繋がり且つ優先する事業を見極めるためにも、もっと腰を据えた論議をした方が良いと思うが、どうか。

財政部長

ゼロ市債については、当初から景気浮揚の観点から市独自の判断で提案した。ゼロ国債については、国の緊急対策として11月18日に出されたものである。各業界に対して、市ではこうした事業を予定しているというアナウンス効果・マインド効果があるものと思う。又、9年1定の際の先議に関わる経緯もあり、今回4定に入ったばかりであったことから追加して審議していただき、担当課において設計に当たりながら早期入札・契約に進みたい。

琴坂委員

巷の噂では、年明けに大きいところが倒産する、関連会社は100社にのぼる、資金繰りは未だについていないらしい。そういう現状であるのに、入札は実際には3月になるという。こういうことが景気浮揚対策になるとは思えない。

新年度の予算を編成できるのか。昨年も30数億円の資金不足とっていて、予算編成全体の見通しも立たないのに継続事業だからといって先付けしてしまうやり方というのは市財政の異常事態の時に、市民にその皺寄せをしないで予算編成していくという重要な時期である。今なぜやらなければならないのか。この不況は単なる建設・金融に限るものではなく、市民生活や市財政をも含んだトータルとしての危機である。予算編成の中でももっときちんとした対応を考えるべきではないか。

平野助役

この前倒しについては、11月18日の経済関係閣僚会議の中で景気浮揚対策として取り組むこととなったものである。結果的に入札が3月になってしまうものもあるかもしれないが、それを新年度に先送りすればまたさらに遅くなるわけであり、景気の現状を考えると、やはりできるだけ早く発注していきたい。

琴坂委員

新年度予算編成と並行して、前倒しをしてもよいのではないかというものが出てきたらその時点で臨時会を開くことも可能である。前倒し一般を否定しているのではない。その手法に問題があるのではないか。

平野助役

特に継続事業ということですからすすめているので、公共事業についておしなべて景気浮揚対策ということで新年度予算から引っ張り出すということではない。

琴坂委員

継続事業であっても中断せざるを得ないような財政事情になることもあるのではないかと心配している。

前回のゼロ国の景気浮揚効果について

9年1定はマリノードの先議に関わり、議会運営が紛糾したが、結局、築港の駅舎を含めこの仕事を受注したのは、札建・五洋となっている。一体誰のための景気対策かと言わざるを得ない。この前倒分について、その景気浮揚策としての効果を具体的に示せ。

(築港)高橋主幹

工事の地元発注は常々要望しているが、ゼロ国の部分で発注したマリノードの架設工事については、基本的には製作してあるものを現場に運んできて架設するので、塗料・ボルト等の仕入れやクレーン作業を地元で依頼していると聞いている。

琴坂委員

出来上がり品を運んできて、多少地元が手伝うという程度である。

今回の2億8,600万円の仕事も大会社に行くのか。それで誰を救済しようというのか。

(築港)高橋主幹

マリノードの総延長は165mあり、その内JRにかかる50m部分は資格等の問題から地元単独では出来ないが、残り115mについては地元対応可能と判断しており、それに見合う分は、10年度事業分として2億8,600万円のゼロ国で施行したいと考えている。

琴坂委員

JRにかかる部分はどうするのか。

(築港)高橋主幹

22,000ボルトの架空線の上空にかかるので、列車の安全運行に関わるため、そうした工事の資格を持つ業者に当たらせたいと考えている。

琴坂委員

我党の主張は、築港再開発は止めるべき、中止できないならせめて1年休止して、その費用を他の事業に振り分け、地元の零細業者が受注できるだけでも、本当の景気対策になる、というものである。いま巨額の事業費をマイカルの為に注ぎ込む程のゆとりは市財政にないと思うが、どうか。

財政部長

事業を新たに起こすというわけではなく、継続している過程で10年度事業分として要望していたものである。この事業については、小樽が抱える諸課題の解決のために進めているものであり、委員の主張とは観点の異なるものと思う。

琴坂委員

土地区画整理事業に関わる資料の提出について

委員長が築港再開発室と資料提出につき話し合いをしたが、どうしても出せないとのことだと理事会で聞いた。資料提出を求めて1年余り経過しているが、当該区画整理事業の中で20数億円をかけるマリノードが都市計画決定されて、それを中心に進行している。しかし議会には未だに土台部分である換地設計が示されていない。のみならず裁判所にも、情報公開の請求にも応じない。ものをつくるのに、その土地がどうなっているかが秘密のままですら予算もつき、工事も始まるというのは異常である。当然資料は出すべきと思うが、どうか。

(築港)室長

換地設計当初において仮換地指定の段階では、一つ一つの地権者の財産をどのように割り付けるかという考え方で、作成している事務的な資料である。現状では、個人資産の中身や清算処理に当たり検討中の内容が記載されて

いる。従って、最終的には換地計画の中で換地設計書が縦覧に供され意見書を提出する機会もあるが、仮換地段階は清算事務をしておらず、今後の換地処分に向けて継続して行わなければならない作業の途中の資料であるので、裁判所にも情報公開申請者にも、公開により今後の作業に支障を来すので出来ない旨を示した。そのような経過であるので、換地設計図書についての提出は出来ない点をご理解願いたい。

琴坂委員

一体誰の利益を守っているのか。地権者の大半は法人である。個人は3人のみでその内の1人は審議会委員でもあるが、あと2人には情報が知らされないまま工事が進んでいる。これは不公平ではないのか。

公共投資を行って市民の財産をつくるのに、その土地関係がわからないままでも与党は予算をどんどん認めている。しかし少なくとも換地設計に基づく仮換地指定により公共財産の位置は確定するから、その資料が出せないことは有り得ない。出してはいけないという法の根拠でもあるのか。

(築港)室長

建設省では一般に、換地設計の一定段階を過ぎたら縦覧前に地権者に見せるよう指導しているやに聞いている。今回の9人の地権者については、個別に会い、換地設計の内容について現状の考え方を話し、換地設計により不動産そのものが移転するケースでは移転交渉中でもあり、内容を全く知らせていない、という訳ではない。

換地設計図書は、あくまでも仮換地指定のためのものであり、公共施設の設計図としてつくっているわけではない。従って、事業計画に基づいてどのようなまちにして、どこにどのような公共施設を配置するかということについては、事業認可を受けて事業が完了するまで縦覧することになっている図書が既にある。しかし、換地設計図書は少なくとも公共工事の図面という性格ではなく、我々が事務作業する上で最終的な換地計画に向けて、仮換地の地権者における権利変換や土地の積算などの作業をする図書で、評価の内容が記載されているものであるから、そうしたものを一般に開示するという事は、現状ではできない。法的には、換地計画を定めた段階で換地設計図書を縦覧に供することとなり、今後そういった手続きをとっていきたいと考えている。

琴坂委員

2人の地権者には知らせた、という。要するに知らないのは議会だけだ。土地開発公社所有の土地の位置さえ分からない。換地設計図書そのものを提出せよと言っているのではない。室長は開示の時期について答えているが、いま問題にしているのは、議会が求めた場合に提出してはならないと法に書いてあるのか、という点である。議会の調査権に基づいて要求しているのに、理事者の態度は非常に不遜であると思う。議会と理事者の関係はそういうものではないはずである。議会が要求した資料を出せないという根拠を法律に基づいて明らかにせよ。

(築港)室長

法的にこの部分は議会の調査権がないということはないものと個人的には認識している。基本的に、議会に開示するという事は一般市民に公開する形を前提に考えざるを得ない。従って、誰のためかということではなく、区画整理一般の問題として、地権者が100も200もいる場合を仮定した場合にも、こういった事業の途中のものを開示するという形の処理をとれるのかということを考えている。

従って、換地設計図書については、3定の決算委員会で成果品については秘密会で議会に提出しており、それをご理解願いたい。

琴坂委員

何故、議員が審議に必要な資料を要求することが、一般公開と結び付くのか。議員は自らの調査権に基づいて請求するのであって、それを理事者が勝手に、議員に出すことは市民全体に公開することに繋がるから出せない、とする理屈はないのではないのか。つまり法律には何もなければ。理事者の都合にすぎない。誰の利益を守ろうとしているのか。裁判所の請求に対してもこういう姿勢を貫くのか。

(築港)室長

誰の利益と言うことではなく、地権者間と正当な形で事業を行うに当たって、今はまだまとまっていないもの、数字的に明らかになっていないもの、仮換地指定という行政通知をしていないものが、議会から一般市民に公にされることになると認識しているので、出来ない。

裁判所に対しては、当方は被告であるから必要なものは提出したいと思うが、その前に情報公開で市民からも請求がある。一方で出さないとしているものを裁判所に出すということは開示請求者に対して失礼なことであるから、我々の事情や考え方を裁判所には文書で出している。それでも提出命令という形で求められた段階では、情報公開の審査の兼ね合いも見ながら、命令に従うかどうかの判断をしていきたい。

琴坂委員

情報公開条例が「非公開」条例になっている。裁判に必要な書類を提出しない理由が情報公開請求を拒否しているためという、逆立ちした関係になっている。しかし、情報公開を求めているのは原告である。条例の精神からみるとこれは奇妙なことである。これは責任ある立場の方が調整すべきだと思うが、どうか。

(築港)室長

基本的には、情報公開で出していないから出せないというのではなく、仮換地指定のための個人財産なり清算金などが確定的に算定されていないものが公になるということについての問題意識を持っているという趣旨で、裁判所には考え方を述べている。

琴坂委員

どういう状態になったら提出するのか。裁判所が提出命令を出さない限りは出さないのか。我々は市民全体の利益の立場から審議している。誰のためにそのような態度をとるのか。

(築港)室長

換地設計図書をどの段階で出すかということについては、基本的には換地計画の縦覧にあたり一定の方向が固まらなければ出せないと思う。なぜなら、換地処分は仮換地プラス清算金が確定しなければ、最終的な換地処分が完了したことにならないからである。しかし換地の割り込みといった図面の問題については、一定程度仮換地指定が完了した時点で審議会等の了解を得ながら、最終的な仮換地の割り込み図などの議会への提出を検討していきたいと考えている。裁判所との関係については、命令がきてもそれを拒むことは有り得る。この命令の取扱いについては情報公開の問題も念頭に置きながら、命令が出た段階で検討したい。

誰のためかという点については、一義的には30.5ヘクタールの区画整理区域の地権者とトラブルが生じないように事業をすすめることが基本にあると思う。加えて、そのことが市全体の中の事業としての理解がどういう形で得られるかということも頭に置かねばならないことと考えているので、この書類を出さないのは誰のためという意図は全くない。事業を進めるなかで個人の資産が載っているという地権者への配慮もあるし、これからまだ決まっていないものが先に出ていくのは如何かという配慮もある。そういうトータルな意味で提出については勘弁していただきたい、ということである。

琴坂委員

これで資料要求について納得したわけではない。普通、自分の家を建てる際にその付近一帯の土地がどうなっているか調べもしないで建てる人はいない。いわんや、市議会が市の財産として作るものに関してその土地関係を調査することは当たり前のことだと指摘しておく。

ふるさと融資について

道が45億円をOBCに融資したことから、とりわけ巷では、この不況下で45億円もの金が無利子で借りられるということについて賑やかに議論されている。これは小樽市を経由して申し込まれるものなので、その経過について説明せよ。

(企画)佃主幹

今年4月にOBCから小樽市に対し、ふるさと融資を受けたい旨の相談があった。この融資は事業規模・波及効果等から道案件と市案件とに分かれるが、融資希望額が本市の上限額を大きく上回るため市としては融資できないと伝えた。しかし、OBCとしては要望が強く、5月以降、道案件に向けて動き出した。事業内容等について、道に求められ市としても説明を随時行ってきた。10月に、道もOBCの事業をふるさと融資の対象とする方針を固め、道の要綱に基づき協議書を市を經由して道に進達し、道からふるさと財団に進達した。同時に道も補正予算に向けて一連の作業を進め、第4回定例道議会で議決された。

琴坂委員

協議書が進達されたのはいつか。

(企画)佃主幹

10月9日付けである。

琴坂委員

この融資については、道議会において我が党のみならず自民党議員からも質問が出ている。商業施設に45億円も無利子で融資し15年間に亘り10億円近い利子を払い続けるのは如何なものか、という内容である。これはOBCが一方向的に申し込んできたのか。それとも市が持ちかけたものなのか。

(企画)佃主幹

OBCから市に相談があり、OBCの希望もあって、事業の必要性・効果等について説明をしたものである。

琴坂委員

ふるさと資金の導入は唐突な話であった。この融資の申し込みに関して築港再開発室はどう関わったのか。

(築港)室長

相談は受けたが、この制度の窓口は企画部なので、具体的手続きは企画部と協議してほしいと話をした。我々は、道からの問い合わせへの対応の面で関わりを持った。

琴坂委員

室には連絡調整機能もある。これではたらい回しである。OBCが公的資金を使わないはずはないから、どんな資金を使うのかも含めて調査するよう再三求めてきた。主幹がOBCから引き出したのは、600億円の事業費だという回答である。しかし道に提出した額は523億4,500万円と詳細である。企画部を通過している段階に、主幹はOBCに足を運んでいる。しかも先程の日付を聞けば、既にOBCの進達を受けて45億円の申請を道にしている事実がありながら、担当主幹は、公的資金の問題についてはOBCが明らかにしないとやっている。言わないOBCも問題だが、一体、室はどうなっているのか。

商店街では丸腰でマイカルを迎え撃たねばならないと言っているときに、45億円の無利子融資を斡旋するなど敵に大砲を貸すも同然で、地元のことをどう考えているのかと大問題になっている。全く知らなかったと言うのか。何故隠し続けるのか。

(築港)長川主幹

以前から投資額について委員から照会があり、複合商業施設が300億円、エネルギーとホテルで各170億円、用地費含めトータルで約600億円と報告した。ふるさと融資がどの程度導入されているかという点については念頭になかった。

(築港)室長

ふるさと融資の対象事業としてどの程度のものになっているか室としては把握していなかった。事業費については照会したが資金繰りについては、ふるさと融資・北東公庫・プロパー資金・自己資金の4本柱と聞いていたが、企業の財務上の秘密事項であるとして金額までは明らかにできず、それもやむなしと判断した。

琴坂委員

道議団から入手した資料によると、商業施設が351億7,500万円、ホテルが83億6,300万円、エネルギーセンターが88億7,000万円とある。こういう内訳を含めて受け付けて企画部に回している。つまり、45億円の件は室長も知っていて、企画部に回しているという事実がありながら、念頭になかったという段階ではない。室には総合機能があるはずなのに一体何をしていたのか。

ふるさと資金は事業費の20%という枠を設けてあり、計画された523億4,500万円に対して45億円だから、協調融資の斡旋があるはずだ。道は、この斡旋も行うのか。

企画部長

第4回定例道議会で予算の裏付けがされ、現在ふるさと財団に書類があがっている。そこで、OBC等の民間事業者が考えている事業活動に採算性があるか、資金計画に無理はないか等を審査し、最終的には来年2月の財団の調査会の審議を経て、融資するか否かを決定する。その中で必要があれば、協調融資をする金融機関の斡旋等を財団が行う場合がある。

琴坂委員

地元業者が怒っているのは、単に無利子融資が出来るようにしたことだけではなく、そのことによって523億4,500万円の資金調達を容易にしたことにある。

室から600億円という大まかな数字が示されていた頃、借入申込書の中には資金調達計画書・資金収支計画書というかなり詳細な様式の書類が提出され、これは小樽市を經由している。つまり、この事業がどんな資金を導入しどんな資金計画をもとに進んでいくかということ、室は知らなかったが企画部は知っていたということが。

(企画) 佃主幹

計画書は、進達を経て道に提出しており内容を承知しているが、書類は財団審査のための資料であり企業の財務事項でもあるので、そうした制約上、内容を示すことは出来ない。

琴坂委員

写しは持っているはずだから示してもらいたい。企画部が直接出せなければ室経由でも良いし、この融資に道民の税金を注ぎ込んでいる道に対して計画書の提出を求めてもよいのではないか。

企画部長

何のために資金計画が知りたいのか目的が示された上で、道庁の見解を仰いで、なるべく委員のご要望に応えられるよう対応することは可能と思う。但、企業の資金調達の問題であるので、公の場で明らかにするのは差し控えたい。なお、道で予算の裏付けは出来たが融資決定はあくまでも来年2月であり、それまでに計画内容が財団の指導を受けて変更する可能性があるため、決定後のほうが我々としても対応し易いと思う。

琴坂委員

目的は明白である。OBCやJRが自己資金で基盤整備し、駅舎を建てるなら別だが、公共事業として行われ貴重な税金が注ぎ込まれるのだから、どのように事業が完成されるのか、本当に出来るのか、その資金計画も知らずに基盤整備をすすめることにはならない。OBCは資金計画を明らかにする義務があると思う。道とも話し合っほしい。

臨港地区の違法性について

本会議において「臨港地区のまま土地区画整理事業を導入するのは港湾法に違反し、裏返せば土地区画整理法第6条第6項に違反するのではないか」と質問した。市長答弁は、「違法性はない」とのことだったので、再々質問で「違法性なしとする法の根拠を示せ」と問うたところ、示されなかったため改めて尋ねる。

本会議では、建築基準法の改正についても触れたが、港湾法としては例外規定もなく、又、臨港地区にかかる施設の建設を認めていくような法改正もないという点を確認するがどうか。

(港湾)工務課長

港湾法には、臨港地区内での事業そのものについて良し悪しを判断するような条文はない。

港湾法の体系が建築基準法のような規制法と性格を異にしており、建物・用途への規制は、基本的には都市計画法や建築基準法による規制若しくは港湾地区の場合には分区条例による規制の手続をとることになっており、港湾法そのものの中で具体的な事業や施設の導入の可否については述べられていない。

琴坂委員

本会議で答弁された臨港地区の定義に沿って言えば、土地区画整理事業で生まれる都市施設は最初から不適法である、と考える。この点の法解釈に関し部長は平成4年6月29日の通達と港湾法第3条の3に基づくと答えていた。話が逆ではないのか。つまり、この通達は都市機能が入り込んだレベルに合わせて臨港地区の見直しを求めたものであり、小樽のような状況になった場合は「臨港地区としての性格が消失した」のだから、然るべき手続によって「臨港地区から外すのが望ましい」というのが当該通達の方針ではないのか。

港湾部長

臨港地区というのは、都市計画法第9条において「港湾を管理運営するため定める地区」とあり、港湾法の目的は「港湾の秩序ある整備と適正な運営を図る」ことにあるので臨港地区で行われる事業についても、基本的には港湾計画を定め、それに基づき運営するという法体系になっている、という意味で申し上げた。

港湾法第3条の3第3項で計画を立てるよう定めてあるが、これについては同条第2項で、運輸大臣の方針に従うこととなっている。その内容についても、省令でやり方等が定められているわけである。そういったなかで、土地利用の方針も定めることになっており土地利用の方針は、港湾の土地利用の望ましい姿を港湾管理者として定め、それに沿っていろいろな施設が具体化されていくという流れになっている。従って、施設をつくる根拠はここにあるのではないかと申し上げたわけである。

琴坂委員

港湾計画は、将来になってやっと達成されるものであって、いまの時点でそれは根拠にならないと思う。

全国で初めて小樽が、臨港地区に土地区画整理事業を導入する事例となった運建協議がまとまったのが平成5年4月のことである。又、平成4年6月29日付通達は、小樽のためにつくったようなものである。つまり、それによると具体的取扱事例というものが都市計画決定権者・港湾管理者のどちらかから、臨港地区の見直しについて協議をするとなっているが、小樽の場合はいずれも新谷昌明という同一人物である。しかし、法体系上は違う人格であるので、この1年間でにわかに協議が成立した理由を知りたい、ということが裁判の眼目の一つにもなっている。

この具体的取扱で示された都市計画決定権者と港湾管理者が、つまり東京ではなく小樽において臨港地区をどうするかという協議を行った事実はあるのか。

港湾部長

運輸大臣の方針に沿って港湾計画を定めるということについては、港湾法第3条の2の中でまとめることになっており、その方針については告示されている。現在の告示は平成8年のものだが、その前は昭和62年12月に告示されたものである。総合的な港湾空間が形成されるよう整備を行うとの方針に基づき、親水空間や土地利用といった方針がうたっており、それに基づいて港湾計画が定められている。

さらに、先程の通達については「臨港地区の協議については都市計画サイドとの協議をスムーズに進めていく」ということで出たものとなっている。又、都市計画決定権者としての市長と港湾管理者としての市長との協議は行われたと考えるのが当然と思う。

都市計画課長

臨港地区の都市計画決定にあたり、都市計画決定権者である市長から港湾管理者に対し協議をしている。なお、臨港地区そのものの決定は道知事になっており、市から道へ経由して動くものとする。

琴坂委員

この協議の日付はいつか。

都市計画課長

平成 8 年 4 月である。これは都市計画決定に向けての事務手続きである。

琴坂委員

平成 4 年から 5 年の 1 年間に何があったのか、ということを知りたい。何故にわかに運建協議が整ったのか。

結局、この通知によって、臨港地区において港湾としての機能と都市機能を混在させて重層的利用を図るとなったわけだが、この通知ではゼロから 4 段階のランクを設けている。小樽の場合は丸ごと土地区画整理によって都市機能をつくるわけだから、ゼロレベルといって臨港地区以外の一般市街地と同様な土地利用が行われるとの通達に沿った場合、これは臨港地区から外すべきではないのか。

又、住宅地区は臨港地区から外している。これについてはこの通達が 2 段に分けていて一般的な住宅が張りついた場合もゼロレベルとして速やかに臨港地区から外すことになっていて、まさに住宅の方はそういう手法を用いた。しかし 1 0 0 % 都市施設を入れるというこの土地区画整理事業の部分はそのまま臨港地区に残している。このことについて見解を示せ。

本来は外すべきものであって、臨港地区に土地区画整理事業で都市施設をつくること自体が港湾法に違反しているのではないか。裏返せば、土地区画整理法に違反するのではないか。

(港湾)工務課長

臨港地区において、都市施設・都市機能を導入してはならないといった考え方には基本的に立っていない。様々な時代変化を経て、現在は複合的な機能を導入しながら港湾空間の高度化を図るのが、国の政策である。

そのなかで、港湾計画の方法なり具体的土地利用の方法も変わってきている。この度の件については臨港地区を、総合的な港湾空間の創造ということでのどのように利用していくか、との視点に立ち検討した結果、港湾区域を地先水面とする一定の陸域としてウォーターフロントの魅力を高めるために必要な地域と考え、一般住宅の用に供するレジデンシャルゾーンなどを除き、現在のところ臨港地区から解除する必要はないとの判断に立ったわけである。いずれにしても臨港地区から解除するか否かについてはケースバイケースで先程申し上げた港湾管理者と都市計画決定権者の協議により判断されるものであり、特段、違法であるということには当たらないと考える。

琴坂委員

平成 4 年 6 月 2 9 日付通達をより徹底させる通知が、平成 9 年 3 月 3 1 日に出ている。

それによると、重層的に利用することは良いがその結果都市機能・施設がどの程度入っていったか、そのレベルに合わせて臨港地区から外すか或いはそのままにしておくか、分区によって整理するか、その手続きを速やかに行うべしとの内容になっている。

中でも特に住宅が立地する等一般市民の生活が営まれている地域についてはゼロとせよとあるのでまだ営まれていないうちに臨港地区から外したわけである。又、一般市民の利用に供される商業・宿泊・娯楽・教養・運動等の施設についてはゼロとせよ、とある。つまりこういう事態になったら臨港地区から外すというのがこの通達の内容であり、本体である O B C の土地そのものについて、重層的に利用すれば合致しているから外さなくてよいということにはならないのではないか。

港湾部長

都市機能・施設がかなりの割合になった場合はゼロレベルつまり臨港地区から解除するという形になるが、今あの地域はレベル 1 であり、まだその段階に至っていないとの判断である。都市機能が営まれる区域もかなり含まれているが、港湾施設の機能に必要な箇所であるということから、分区を指定しない地区として構成した。

琴坂委員

ゼロとせず1とした。レベル1というのは商業施設が進出する土地区画整理事業を行う土地と港湾を一体的に管理運営する必要性があるということでもある。

OBCの商業施設やホテルと一体の管理をしなければならない理由は何か。

都市計画決定権者と港湾管理者との協議が、小樽の場合極めて容易である。一定程度港湾の予算も注ぎ込んで臨港道路も整備し、関連する工事も全て完了した暁には、両者が協議して臨港地区から外すということには絶対にしないと確認して良いか。

(港湾)工務課長

マリーナとその背後地の一体管理ということについては、港湾部としては水際線と背後の一定の地域について一体管理するということであり、「一体」とは総合体として求められているウォーターフロントとしての魅力を高めるために必要な地域ということであって、港湾の区域から外す理由がないとの考えに立っている。

港湾部長

今後ともそのようには考えていない。

琴坂委員

は大事な点である。何故このように海と陸のものが入りくんだ形で行われるのか。運建協議の真実のところを知りたい。しかし、分かりやすくいえば外さないでいた方が両方の予算が入ってくるということである。臨港道路の整備がしやすくなるということだろうと思う。

どうしても一体管理が必要ならば、港湾管理者としての市長としてはこの土地区画整理事業で重層的に都市機能をつくったことを理由にして臨港地区から外すということにはならないのと確認して良いか。

市長

今委員会は景気浮揚に関するものと承っている。しかし先程来、築港裁判に関連する質疑がなされている。私は被告であるので、答弁は差し控える。

琴坂委員

我々の主張は築港再開発こそ止めて、その分の費用を景気浮揚のために使うべきというものである。又、この委員会は、ヤード特別委員会に変わるものとして各会派間で調整したものである。市長が議会運営にまで意見を差し挟むのは如何なものかと思う。

武井委員

ゼロ国債の追加提案について

9年1定当時の先議に関わる議論の中で野党から、先議やむなしとする与党の態度は理事者の議会軽視を増長させる、与党が議会のチェック機能を忘れ理事者の応援団の役割だけを担っている、ということが述べられていた。しかし、我々はインディペンデンスの時にもそうであったように、我々なりにチェックし発言する立場で取り組んでおり、今回のゼロ国債についても、その立場に立って質問する。

平成5年度以降、ゼロ国債の実態と提案時期を示せ。

財政課長

年 度	総 額	提 案 時 期
5	4億5,000万円	4定・1定
6	3億7,000万円	1定
7	3億2,000万円	4定
8	4億3,000万円	1定

武井委員

毎年、景気対策として努力されている反面、提案内容に対する議会の審議時間が十分に確保されていないと指摘されているが、どう考えているか。

財政部長

11月18日に国の緊急経済対策が発表され、都道府県知事宛にゼロ国債活用方の通知があり、同月27日に道から市に連絡があり、28日に金額・箇所付けを確認した。その後、12月1日に庁内の打合せをしたなかで追加提案でゼロ国債の活用を図りたいとの観点から各会派にも説明させていただいた経過を踏まえ、先般提案した次第である。

武井委員

9年1定では議長から審議時間を確保されているとは言い難いとの指摘があり、今回は議運委員長からも同様な要望が出されている。しかし、景気浮揚のため努力しているにもかかわらず、ゼロ国債の性格上こうした差し迫った状況が出てくる。理事者としては、どうすれば議会側と調整がついていけると考えているのか。

財政部長

9年1定の提案は唐突と受け止められたことから、その反省を踏まえて今回は作業状況や景気の動向を総合的に勘案し、議会にも事前にお願ひする中でご理解を得られたと判断し提案した。

平野助役

従来からゼロ国債については一定程度ご理解を得られてきたはずと思う。ヤードの問題があって最近では議会関係にご迷惑をおかけしているが、その辺の反省を踏まえてこのような形で提案させていただいた。もう今後はないとは言えないことなので、出来るだけご迷惑をお掛けしないように提案していきたい。

武井委員

反省に立ってやったというが、にもかかわらず唐突な提案だと報道されている。事前に説明し、日程に合わせて追加提案した他に、これ以上さらなる方法があるのだろうかとも思うが、何かそれに応える考え方を持っているか。

平野助役

本来は議案説明の際に説明できればよいのだが、今回は景気浮揚対策ということで、国の施策から出てきた問題であるので、当初の説明にはなかったけれどもその後、議長を初め各会派に理由・内容を説明した。それでご理解いただきたい。

武井委員

ぜひ来年はこのようなことのないよう要望する。

ゼロ国債の発注の仕方について

市長答弁にも地元業者へとあるが、中小企業への波及効果ができるだけ短期間のうちに発生するような方法を考えて欲しいが、どうか。

財政部長

市内の業者にできるだけ発注するよう配慮していきたい。また、それなりの経済効果はあるものと認識している。

武井委員

21世紀プランにも「ゆとりある生活」ということが取り上げられている。景気対策の金銭的な面ばかりでなく、心のゆとりを市民に持たせることは経費をかけずに経済効果があがると思う。例えばパークゴルフ場を、お年寄りだけでなく市民全体が喜べるように市内各地に設置するなどにも取り組むべきではないか。

社会教育部長

心豊かにすることも重要であり、それが景気に繋がっていくような面があるようにも思う。文化・芸術・音楽等さらにはスポーツに市民が参加できる機会を醸成し、そうした人の動きに伴うソフト面の対応も必要と考える。

横尾委員

議運の経過もあって開かれたが今回は質問はしない。各所管の中で行う。

委員長

散会宣告。